

第 3 3 回 三朝町農業委員会総会 議事録

1 開催年月日	令和 2 年 3 月 1 0 日 (火) 午前 9 時 開会																																				
2 開催場所	三朝町役場 第 4 会議室																																				
3 出席委員	<p>農業委員 7 人のうち出席者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 25%;">会長 山本雅之</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;">職代 早栗永人</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 20%;">1 番 青木君夫</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>2 番 石田英雄</td> <td></td> <td>3 番 森嶋誠美</td> <td></td> <td>4 番 松原利志</td> <td>欠</td> </tr> <tr> <td>5 番 吉田定夫</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">以上 6 人</p> <p>農地利用最適化推進委員 5 人のうち出席者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 25%;">布廣俊晴</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;">岩本壽博</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 20%;">米原章太郎</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>山本 満</td> <td></td> <td>本田 博</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">以上 5 人</p>	会長 山本雅之		職代 早栗永人		1 番 青木君夫		2 番 石田英雄		3 番 森嶋誠美		4 番 松原利志	欠	5 番 吉田定夫						布廣俊晴		岩本壽博		米原章太郎		山本 満		本田 博									
会長 山本雅之		職代 早栗永人		1 番 青木君夫																																	
2 番 石田英雄		3 番 森嶋誠美		4 番 松原利志	欠																																
5 番 吉田定夫																																					
布廣俊晴		岩本壽博		米原章太郎																																	
山本 満		本田 博																																			
4 欠席委員																																					
5 農業委員会事務局職員	事務局長 安田寛 事務局員 河中丈正 大村哲也																																				
6 議事録署名委員	1 番 青木君夫 委員 5 番 吉田定夫 委員																																				
7 議事内容等	<p>議案第 8 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (小河内)</p> <p>議案第 8 7 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号における農業委員会が定める別段の面積 (下限面積) の設定に関する件について</p> <p>議案第 8 8 号 非農地と判断した土地について</p> <p>議案第 8 9 号 農用地利用集積計画 (利用権設定) について</p>																																				
8 報告事項	<p>(1) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について</p> <p>(2) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について</p> <p>(3) 農地の利用目的等変更通知について</p>																																				
9 その他	<p>(1) 令和 2 年 4 月 農業委員会総会の日程について</p> <p style="padding-left: 40px;">4 月 1 0 日 (金) 午前 9 時～</p> <p>(2) その他</p>																																				
10 閉会	午前 9 時 4 0 分																																				

1 開会

《事務局》

定刻になりましたので、ただ今から、第33回三朝町農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、山本会長、ご挨拶をお願いいたします。

2 会長あいさつ

綱紀肅正について農業会議、鳥取県から通知が来ており皆さんのお手元に配布しておりますが、委員会は法的な権限を持っている機関ですので、委員としての自覚を今一度再認識していただき、職務に邁進していただきたいと思います。

3 総会成立宣言

《事務局長》

本日の出席委員は7名中、6名が出席されています。

定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により総会は成立することを報告します。

それでは、三朝町農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は山本会長をお願いいたします。

4 議事録署名委員の指名

《議長》

日程に従いまして、第4の議事録署名委員の指名を行います。

三朝町農業委員会会議規則第22条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

異議なしとのことですので、1番 青木君夫 委員、5番 吉田定夫 委員、を指名します。よろしくをお願いいたします。なお、書記は事務局でお願いします。

5 議 事

《議長》

これより、日程第5の議事に入ります。

《議長》

「議案第86号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局は、議案の説明を行ってください。

《事務局》

それでは説明させていただきます。

本議案の申請につきましては、譲渡人は小河内集落から転出された方でありまして、集落内の農地（畑）2筆について譲渡人から無償譲渡の提案があり、話がまとまったものでございます。

（審査表説明）

なお、譲受人の審査につきましては2ページの審査表のとおりでありまして、要件を満たしています。

《議長》

事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

《議長》

何かご質問はありませんか。

【「なし」の声あり】

《議長》

それでは、議案第86号について、承認される方は挙手をお願いします。

【全ての委員の挙手を確認】

《議長》

それでは、議案第86号は承認されました。

《議長》

「議案第87号 農地法第3条第2項第5号における農業委員会が定める別段の面積（下限面積）の設定に関する件について」を議題とします。

事務局は、議案の説明を行ってください。

《事務局》

それでは説明させていただきます。

「議案第87号、農地法第3条第2項第5号における農業委員会が定める別段の面積（下限面積）の設定に関する件について」説明します。

農業委員会が定める別段の面積、いわゆる下限面積につきましては、農地法第3条に基づく農地の権利移動等の際に基準となる農地法第3条第2項第5号における農業委員会が定める別段の面積でございまして、同法施行規則第17条第2項に基づき、今年度の別段の面積（案）について、本委員会の決議を求めるものでございます。

なお、下限面積は、2015年の農林業センサスを基に算定しており、昨年との変更はありません。

《議長》

事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

《議長》

何かご質問はありませんか。

【「なし」の声あり】

《議長》

それでは、議案第87号について、承認される方は挙手をお願いします。

【全ての委員の挙手を確認】

《議長》

それでは、議案第87号は承認されました。

《議長》

議案第88号「非農地と判断した土地について」を、議題とします。

事務局は、議案の説明をお願いします。

《事務局》

それでは、議案第88号「非農地と判断した土地について」について、説明します。

本件は、三徳地区の農地利用状況調査（農地パトロール）の結果をもとに、現況が山林又は原野と判断できるものについて航空写真上で区分し該当番地を抽出したもので、「非農地証明の取り扱いについて（平成5年4月16日付け鳥取県農林水産部長通知）」、並びに本委員会が独自に定めている「非農地の農地認定に関する指導要綱」に基づき、非農地であること、山林、又は原野と判断したものについて、本委員会の承認を求めるものでございます。

今回の非農地と判断しました農地は、次ページからの一覧表のとおりでございまして、415筆となっております。

なお、承認・議決の後には、土地所有者に非農地通知を送付し、異議等の有無を図った後に、町税務担当に対し「地方税法第381条第7項の規定により登記所に対する登記地目の変更の届出を行う旨」要請することとしております。

《議長》

事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

委員の皆さんは別紙の一覧も確認してください。

《議長》

これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

《5番委員》

今年是三徳地域のパトロールの結果について非農地認定を行っているが、これからもずっと続けていくのか。

《事務局》

初年度に町内全域で明らかに山林化している農地について非農地判定を行いました。2年目となった昨年度は、昨年の山林化しているエリアの内側で山林化、原野化したものの非農地判断を行ったところであり、この事務に続いて本年度は三徳地域で非農地判断を行ったところでありまして、今後も地域ごとに非農地判断を進めていくところです。

《議長》

その他、質疑等はありませんか。

【「なし」の声、多数あり】

無いようですので、質疑を打ち切ります。

議案第88号について、承認される方は挙手をお願いします。

【全ての委員の挙手を確認】

それでは、議案第88号は、承認されました。

《議長》

議案第89号「農地利用集積計画（利用権設定）について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

《事務局》

議案第89号について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画」について、同法同条の規定により三朝町長より諮問がありましたので、本件に関し本委員会の承認、決議を求めるものでございます。

【議案書をもとに朗読】

諮問がありました、農用地利用集積計画書（案）について精査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同法第18条第3号の各要件である、

- 1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。
- 2 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。
 - イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- 3 対象のうちの関係権利者すべて同意（共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意）が得られることをすべて満たしていること。

のすべて満たしていると判断されるため、計画（案）を受理し本委員会に提案するものでございます。

《議長》

事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

それぞれ担当地域を確認してください。

《議長》

これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

《議長》

その他、質疑等はありませんか。

【「なし」の声、多数あり】

無いようですので、質疑を打ち切ります。

議案第89号について、承認される方は挙手をお願いします。

【5人の委員の挙手を確認】

それでは、議案第89号は、承認されました。

《議長》

以上で、本日の議事は終了しました。

引き続き、第6の報告事項に移ります。

事務局は、説明をお願いします。

《事務局》

それでは、「報告(1) 農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございます。これは、横手地内の水田について耕作者の変更を行う協議が整ったことによりまして、現在の契約の解約が行われたものでございます。

続きまして、「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」でございますが、これは、35ページからの資料のとおり、4件の届出が出ております。

続きまして、「農地の利用目的等変更通知について」でございます。

65ページをご覧ください。

179号線沿いの基盤整備済みの水田を、隣接する水田と一枚の水田として整形した旨の届出が出ておりますのでご確認いただきたいと思っております。

報告事項は、以上でございます。

《議長》

事務局からの説明は以上のとおりでしたが、その他、皆さんからご質問等ありましたらお願いします。

【「なし」の声、多数あり】

8 その他

《議長》

続いて、第8のその他に入ります。

(1) 令和2年4月の農業委員会総会の日程について

【協議の結果】

4月10日（金）午前9時の開会を予定します。

※現地確認が必要な場合には、別途連絡します。

事務局からは以上です。

《議長》

皆さんの方からも、その他何かございますか。

《議長》

その他意見等ないので、以上で第7のその他を終わります。

《議長》

その他、全般を通して、何かございませんか。

【「なし」の声あり】

それでは、以上で本日の議案の審議、報告事項等はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、第33回三朝町農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年3月10日

議 長

議事録署名委員

1 番農業委員

5 番農業委員